

八戸市告示第203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から施術所が変更になった旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年5月23日

八戸市長 熊谷 雄一

区分	施術者氏名		施術所		変更年月日
	旧	新	名称	所在地	
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師	尾ヶ瀬 汐里	萬徳 汐里	まごころ堂 八戸中央治療院	八戸市柏崎三丁目13番37号	令和7年5月14日